

目黒区心身障害者センター福祉の店運営委託事業者募集要項

1 募集目的

目黒区では、区内の障害福祉施設（生活介護及び就労継続支援B型事業所）が制作した自主生産品を展示販売し、ソフトドリンクや軽食等を提供する福祉の店の運営を委託しています。福祉の店は、障害理解促進や地域交流の場としても活用されます。

福祉の店をより魅力あるものとし、区内の障害福祉施設利用者のさらなる工賃向上等を図るために最適な事業者を選定することを目的に、公募型プロポーザル方式による企画提案を募集します。

2 業務名

目黒区心身障害者センター福祉の店運営委託

3 業務内容

- (1) 目黒区内の障害福祉施設で製作した自主生産品の展示販売
- (2) 喫茶（ソフトドリンク等）の提供
- (3) 障害理解の促進の場としての活用
- (4) 地域に開かれた交流場としてワークショップ等の開催
- (5) その他目黒区内の障害福祉施設の利用者工賃向上に向けた取組

業務の詳細は、別紙「業務内容及び運営に当たっての条件」をご確認ください。

4 履行期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで。

ただし、履行状況が良好と認められる場合は、令和11年度まで単年度ごと契約を継続して締結できるものとします。

5 提案限度価格

15,480,000円（税込）

なお、提案した価格が提案限度価格を超える場合は、提案を無効とします。

6 提案者の資格

プロポーザル参加申込時点において、次の要件を全て満たす事業者のみ提案できるものとします。

- (1) 東京都内において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に定める「生活介護」又は「就

労継続支援」の障害福祉サービス事業を実施している社会福祉法人又は特定非営利活動法人であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札等の参加制限に該当していないこと。
- (3) 目黒区から入札参加除外又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 目黒区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年7月28日付け目総契第4070号決定）別表に規定する措置要件に該当しないこと。
- (6) 最近1年間法人税、消費税等を滞納していないこと。

7 主なスケジュール

内 容	日 程
募集要項配布開始	令和8年 8月20日（木）
事業者からの質問受付締切	9月 3日（木） <u>午後5時</u>
目黒区から事業者へ質問回答	9月10日（木）
参加申込の締切	9月15日（火） <u>午後5時</u>
提案者の選定通知（企画提案書提出依頼）	9月18日（金）
企画提案書等提出締切	10月 9日（金） <u>午後5時</u>
第一次評価（書類審査）	10月下旬
第一次評価結果通知	11月上旬
第二次評価（プレゼンテーション・ヒアリング）	11月下旬
受託候補者選定結果通知	12月上旬
契約準備等	令和9年 1月以降
運営委託事業の契約締結、運営開始	4月 1日（木）

8 募集要項の配布

本募集要項及び各様式は、参加申込の締切まで、目黒区公式ウェブサイト又は項番16に示す「担当部署」で配布しています。

9 質問受付及び回答

- (1) 受付期限

令和8年9月3日（木）午後5時まで

- (2) 提出書類

質問票（様式1）

(3) 提出方法

項番 16 に示す「担当部署」へ、Eメール添付により提出してください。

(4) 回答日

令和 8 年 9 月 10 日（木）

(5) 回答方法

期限までに受け付けた質問全てに回答した一覧を、質問票（様式 1）の提出があった全ての事業者に対し Eメールにより送付します。電話等による個別の質問や再質問には回答できません。

10 参加申込の方法

(1) 受付期限

令和 8 年 9 月 15 日（火）午後 5 時まで

(2) 提出書類

以下の書類を各 1 部提出してください。なお、定款に生活介護又は就労継続支援の実施を明記していない場合は、法人が実施する障害福祉サービス事業一覧（様式任意）を添付してください。

No	提出書類	備考
1	プロポーザル参加申込書（様式 2）	
2	定款及び役員・評議員の構成	
3	法人の概要を記載した書類・代表者経歴書	様式任意
4	履歴事項全部証明書	発行後 3 か月以内
5	法人税、消費税及び地方消費税納税証明書	発行後 3 か月以内
6	資金収支計算書及び事業活動計算書又は活動計算書	直近 1 年度分
7	貸借対照表	直近 1 年度分

(3) 提出方法

項番 16 に示す「担当部署」へ、持参又は郵送により提出してください。郵送の場合は、期限までに到着したもののみ受け付けます。

(4) 提案者の選定

提出書類を確認し、提案者としての選定結果を令和 8 年 9 月 18 日（金）に Eメールにより通知します。提案者として選定された場合は、項番 11 「企画提案書の提出」のとおり必要書類を提出してください。

(5) 辞退

参加申込書提出後に提案を辞退する場合は、辞退届（様式 3）に必要事項を記載し、項番 16 に示す「担当部署」へ持参又は郵送により提出してください。

なお、提出された参加申込書その他の書類の返却はできません。

1.1 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和8年10月9日（金）午後5時まで。提出期限までに企画提案書が到着しなかった場合は、参加資格を失うものとします。

(2) 企画提案書について

企画提案書の書式は任意としますが、必ず表紙及び目次を作成のうえ、通しのページ番号を付して、以下の項目順に提案内容を記載してください。また、図表や画像・イラスト等を活用して提案内容をイメージしやすくなるよう努め、同種の事業の運営実績がある場合は、必ず実績を踏まえた提案を行ってください。

No	項目	記載内容
1	運営方針	めぐろ区民キャンパスの立地を活かしてどのような福祉の店の運営を行うか、基本的な方針を記載してください。
2	自主生産品の展示販売	各障害福祉施設の自主生産品の魅力を広く発信して販売数を増やしていくために、店内レイアウトや販売企画、各障害福祉施設との連携等、どのように工夫して展示販売を行うかを記載してください。
3	飲食提供	提供する主なメニューの種類・価格や、季節に応じたメニュー展開、食中毒等の事故を防止するために行う衛生管理等について記載してください。
4	障害理解促進・地域に開かれた交流場	福祉の店において、どのように障害理解の促進を図り、地域住民及びめぐろ区民キャンパス訪問者に開かれた交流場とするか記載してください。
5	運営体制	別紙の条件のもと具体的にどのように福祉の店を運営するか記載してください。以下については必ず記載し、その他魅力ある店舗運営のための提案がある場合は自由に追記してください。 ・営業日及び営業時間 ・責任者及び従業員の配置体制 ・衛生管理や接遇に関する従業員の教育や資質向上の取組 ・各障害福祉施設や来店者の意見を聞き、よりよい店舗運営のため反映させる仕組み
6	見積金額	提案限度価格の範囲で、事務事業費や人件費の内訳とともに見積金額を記載してください。

(3) 企画提案書作成上の注意事項

ア 企画提案書は本件に係る審査結果を公表後、結果の如何に関わらず、開示請求があった場合は、目黒区情報公開条例（平成12年12月目黒区条例第58号）の趣旨に則し、原則全部開示とします。したがって、全部開示されることを前提に、独自ノウハウ等の開示されることで法人等に明らかに不利益になる事項及び受託している実務実績については、別紙「提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書」に記載のうえ提出してください。

なお、不開示部分についての最終判断は目黒区で行いますので、必ずしも疎明書に記載された全ての部分が不開示になるというわけではありません。

イ 企画提案書には、参加者名、人名及び参加者名を類推できるような記載をしないでください。例えば、法人のロゴマーク、施設、職員の経歴や保有資格、写真などがこれに当たります。また、特段指定するもの以外に固有名詞などの記載や個人を識別できるような写真の掲載は控えてください。なお、そのような記載があった場合には企画提案書を受理しない場合があります。

ウ 「提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書」（様式4）には、法人名、企画提案書の該当ページ、不開示を希望する部分、具体的な理由、目黒区情報公開条例上の該当条文を明記してください。

なお、提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書の提出があった場合は、目黒区情報公開条例第15条第1項に規定する任意的意見聴取において、意見書の提出があったものとみなしますが、疎明書の提出時と変化がないか等再度、状況の確認をさせていただく場合があります。

(4) 提出方法

項番16に示す「担当部署」へEメール添付により提出してください。

提案にかかる費用は提案者の負担とし、提出された企画提案書その他の書類について、差替え、再提出及び返却はできません。また、目黒区は提出書類について提案者に無断で目的外に使用しません。

1.2 評価方法及び評価基準

目黒区が設置する「目黒区心身障害者センター福祉の店運営委託事業者選定委員会」（以下「委員会」といいます。）において、以下の評価を行います。

(1) 第一次評価

企画提案書に基づく書類審査を行います。上位2～3事業者程度を第一次評価の通過者とし、令和8年11月上旬にEメールにより結果を通知します。

(2) 第二次評価

事業者による15分程度のプレゼンテーションののち、企画提案書及びプレゼンテーションの内容に関するヒアリングを行います。実施日時は第一次評価通過者に対して別途通知します。必ず責任者候補者をご出席ください。

(3) 評価基準

第一次評価及び第二次評価の評価基準は以下のとおりです。

<第一次評価> (50点満点)

評価項目	主な評価の視点	配点
法人理念	・法人の理念及び事業目的は適正か ・法律の規定・基準等に基づく適切な組織による法人運営が行われているか	5
法人組織体制	・法人は事業を安定して運営できる組織・人員体制となっているか	5
運営方針	・提案された基本的な運営方針は適切か ・めぐろ区民キャンパス内の立地を活かした方針となっているか	5
自主生産品の 展示販売	・自主生産品の売上を増やし、障害福祉施設利用者の工賃向上につなげるため有効な提案となっているか ・各障害福祉施設との連携や、より良い自主生産品開発に関する助言等について考えられているか	10
飲食提供	・喫茶メニューの価格や種類は適切か ・衛生管理体制は適切か	5
障害理解促進・地域交流	・障害理解促進に有効な活用方法が提案されているか ・地域に開かれた交流場として有効な活用方法が提案されているか	5
運営体制	・営業日や営業時間ができるだけ多く設定されているか ・責任者や従業員の配置は適切か ・衛生管理や接遇に関する従業員の教育や資質向上の仕組みはあるか ・障害福祉施設や来店者の意見を聞き反映する仕組みは適切か ・魅力ある店舗運営のための提案がされているか	10
見積金額	・提案限度価格の範囲で、できるだけ低廉な価格で効率的な見積がされているか	5

<第二次評価> (30点満点)

評価項目	主な評価の視点	配点
適格性	・事業の内容や目的を十分理解して提案を行えているか ・工賃向上に関する背景や課題を把握できているか	10

実現性	・提案内容は十分に実現できるものとなっているか	10
熱意・意欲	・業務に関する熱意や意欲を感じ取れるか	10

1.3 受託候補者の選定

第一次評価及び第二次評価の合計得点が最も高い事業者を受託候補者とし、目黒区は受託候補者と契約に向けた協議を行います。なお、合計得点が同点となった場合は、運営体制に関する評価が高い事業者、適格性に関する評価が高い事業者の順に選定します。

受託候補者が辞退した場合や、失格となった場合、協議が不調となり契約成立が見込めないと判断された場合は、目黒区は次点の事業者と協議を開始します。次点の事業者とも協議が不調となり契約成立が見込めないと判断された場合は、委員会で合議の上取扱いを決定します。

1.4 契約等について

本件は、令和9年度予算が目黒区議会にて可決された場合において、令和9年4月1日に契約が確定されることを前提とした準備行為です。目黒区は、事業開始に当たり受託候補者と詳細について協議の上事業内容等を決定して契約を締結するものとし、提案された内容及び金額による契約を確約するものではありません。

1.5 注意事項

- (1) 提出書類に虚偽の記載があることが判明した場合は提案を無効とし、受託候補者として選定された後であっても失格とします。
- (2) 今回の募集において応募がなかった場合や、評価結果が一定の基準に達しておらず適切な運営が望めない場合等には、再度募集を行うことがあります。

1.6 担当部署

〒153-8573

目黒区上目黒二丁目19番15号目黒区総合庁舎本館2階

目黒区健康福祉部 障害施策推進課 障害施設係 担当 丸山・山口

電話 03-5722-9893

FAX 03-5722-6849

Eメール shoshisaku03@city.meguro.tokyo.jp

以 上